

医療施設耐震化対策事業補助金交付要綱

決定 令和5年9月6日付5保医医救第149号

第1 目的

この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された病棟等を有する都内の医療機関が行う耐震診断、耐震補強及び新築建替に必要な経費を補助することにより、医療施設における安全性の向上を図るとともに震災時における適切な医療提供体制を確保し、もって都民の生命と健康を守ることを目的とする。

第2 補助対象

補助対象者及び補助対象経費は、次に掲げる事項とする。

1 補助対象者

次の各号に掲げるものとする。ただし、国、都及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体を除く。

(1) 耐震診断

都内病院（救急告示医療機関を除く。）の開設者

(2) 耐震補強及び新築建替

Is値0.3以上0.6未満の建物を有する都内病院（救急告示医療機関を除く。）の開設者

2 補助対象経費

(1) 耐震診断

次のア及びイにより行う建築基準法における新耐震基準導入以前に建築された病棟部門、外来診療部門、手術検査部門等の常時患者が使用する建物（以下「病棟等」という。）の耐震診断を行うために必要となる経費。

ア (ア) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

(イ) 同告示別添第一建築物の耐震診断の指針の各号列記以外の部分のただし書の規定に基づき、国土交通大臣が同指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法

イ コンクリート強度調査

(2) 耐震補強

建築基準法における新耐震基準導入以前に建築された未耐震の病棟等（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物）に対する耐震補強工事を行うため必要となる経費。ただし、耐震補強

に係る費用のうち、次に掲げる費用については除く。

- ア 土地の取得又は整地に要する費用
- イ 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- エ 既存建物の買収に要する費用
- オ その他整備費として適当と認められない費用

(3) 新築建替

建築基準法における新耐震基準導入以前に建築された未耐震の病棟等（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果 I_s 値が 0.6 未満の建物）の新築建替工事に要する工事費又は工事請負費。ただし、新築建替に係る費用のうち、次に掲げる費用については除く。

- ア 土地の取得又は整地に要する費用
- イ 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- エ 既存建物の買収に要する費用
- オ その他整備費として適当と認められない費用

第3 補助金の交付

この補助金の交付額は、次の1、2及び3により算出された額を都の予算の範囲内で交付するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

1 耐震診断

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に別表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額を交付額とする。

2 耐震補強（3と併用することはできない。）

- (1) 別表の第2欄(1)に掲げる基準面積及び(2)に掲げる基準単価と、第3欄に掲げる対象経費に係る実面積及び実単価とを比較し、それぞれ少ない方を乗じて得た額を算出する。
- (2) (1)により算出された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額（ただし、事業が複数年度にわたる場合は当該年度の進捗率を乗じることとする。）を交付額とする。

3 新築建替（2と併用することはできない。）

- (1) 別表の第2欄(1)に掲げる基準面積及び(2)に掲げる基準単価と、第3欄に掲げる対象経費に係る実面積及び実単価とを比較し、それぞれ少ない方を乗じて得た額を算出する。
- (2) (1)により算出された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除

した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額（ただし、事業が複数年度にわたる場合は当該年度の進捗率を乗じることとする。）を交付額とする。

第4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に知事が定める日までに耐震診断については別紙第1号様式、耐震補強については別紙第2号様式、新築建替については別紙第3号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

第5 補助金の交付決定

知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要なに応じての現地調査等を行い、適当と認めるときは第8に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

第6 変更申請手続

この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4に定める規定に準じて行うものとする。

第7 申請の撤回

申請者は、第5の規定による補助金の交付決定の通知を受けたのち、当該通知に係る補助金の内容又は条件に異議があるときは、交付決定を受けた日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第8 交付の条件

1 改善計画の提出

耐震診断の実施により、耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから6月以内に、別紙第4号様式により知事に中長期的な改善計画書を提出しなければならない。

2 契約

耐震補強及び新築建替に係る契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）によることとする。

3 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくは条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (2) 前号の規定により補助金の交付決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。
- (3) (1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付する。
- (4) 前号の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

4 承認事項

補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、その限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

5 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) 前号の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

6 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。

なお、申請者は、知事の求めがあったときには、補助事業の遂行の状況を速やかに知事に報告しなければならない。

7 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。
- (2) 補助事業者が前号の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- (3) 前号の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決

定の内容及び条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、12の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

8 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

9 実績報告

(1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、及び補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、耐震診断については別紙第5号様式、耐震補強については別紙第6号様式、新築建替については別紙第7号様式による事業実績報告書を、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

10 補助金額の確定等

知事は、前項の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績書の審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

11 是正のための措置

知事は、前項の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

12 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又は条件その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき。

(2) 前項の規定は、補助金額の確定があった場合においても適用する。

13 補助金の返還

- (1) 知事が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。
- (2) 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

14 違約加算金及び延滞金

- (1) 12の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

15 違約加算金の計算

知事が前項の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

16 延滞金の計算

知事が14の（2）の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

17 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び機械器具（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

18 財産の処分

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、（2）に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 前（1）による財産の処分の制限期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）で定める処分制限期間とする。
- (3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を納付させることがある。

19 二重補助の禁止

この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

第9 その他

- 1 特別の事情により、第3・第4・第6及び第8の9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、「東京都補助金等交付規則」（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
耐震診断	5, 600千円	医療施設の病棟等の耐震診断に必要な請負費	5分の4
耐震補強	(1) 基準面積 2, 300㎡ (2) 基準単価 知事が別に定める額	建築基準法における新耐震基準導入以前に建築された未耐震（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果I s値が0.6未満の建物）の病棟等に対する耐震補強工事を行うため必要となる経費で次に掲げるもの。 (1) 耐震補強工事費又は工事請負費 (2) 耐震補強工事を行うために必要となる既存仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する工事費 (3) 工事管理費	0.5
新築建替	(1) 基準面積 2, 300㎡ (2) 基準単価 知事が別に定める額	建築基準法における新耐震基準導入以前に建築された未耐震（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果I s値が0.6未満の建物）の病棟等の新築建替に要する工事費又は工事請負費のうち、病棟部門（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）に係るもの。	0.5